

財産承継の成功事例を知るニュースレター

NEWSLETTER

2025.5. Vol.183

財産承継 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 栄一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『相続人 18 名による遺産分割協議を伴う数次相続手続きサポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 栄一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 栄一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

1974 年生れ おひつじ座 B 型
趣味：子育て、キャンプ、釣り

<ごあいさつ>

こんにちは。
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

15 年ほど前に開業したときは、「地域密着型」をうたっていましたが、現在は、アジアや北米など、海外に住む日本人のお客様のサポートも行っています。

主なサポート内容は、

- ・日本国内の法人の活用
- ・日本国内の不動産の管理
- ・遺言書の定期的な見直しなど。

ご縁のあったお客様の期待に沿えるように、今後も海外の住む日本人のお客様のサポートを続けていければと思います。

<サポート事例>

『相続人 18 名による遺産分割協議を伴う数次相続手続きサポート』

4 年前にお兄様（独身）がお亡くなりになった T.T 様（83 歳）。お兄様名義の預金の解約手続きが一向に進まずにお困りになっていました。

取引先信用金庫様のご紹介で面談し、お話を伺うと、

- ・兄（独身）の相続人は、きょうだい・甥姪あわせて 10 数名となる
- ・兄は自筆証書遺言を作成していたが、日付が記載されていなかった（→無効）
- ・兄の財産は、預金（信用金庫、都銀）と自宅マンションの持分
- ・兄の財産については、同じマンションに住む姉

（独身）に相続させたい
・もう一人姉（独身）がおり、14 年前に亡くなっている
とのこと。

ご依頼後、調査を進めたところ、数次相続（更に次の相続）が発生しており、“お兄様の法定相続人は、きょうだい・甥姪あわせて 15 名”、“14 年前に亡くなったお姉様の法定相続人は、きょうだい・甥姪あわせて 18 名”となることが判明。

また、亡くなったお姉様についても自宅マンションに持分があることが分かりました。

当事務所では、亡くなったお兄様・お姉様の相続人全員宛にお手紙を送付し、相続の方針についての

つづき↓

ご意向を確認。幸い、相続人の全員が、同じマンションに住むお姉様がすべての財産を相続する方針で一致したため、“お兄様については相続人15名による遺産分割協議書”、“14年前に亡くなったお姉様については相続人18名による遺産分割協議書”を作成。

相続人の人数が多く、一枚の協議書に全員が署名・押印を行うと日数を要することや紛失のリスク等があったことから、同一内容の協議書を相続人の人数分作成し、それぞれが署名・押印を行う「個別署名方式」により手続きを進めました。

遺産分割協議書と全員の印鑑証明書が揃った後は、遺産整理受任者として預金の解約払戻し手続きを行い、パートナー司法書士と連携して相続登記までをサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「書類に対する面倒くさがりが本当にストレスでした」東京都杉並区 T.T様 83歳、奥様 79歳

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

まず、亡くなった兄の預金の解約について信金さんに掛け合いました。兄が書いていた日付がない遺言書があったのですが、担当の方から、「家庭裁判所に認めてもらわないと使用できない」「他にはこういう書類があります」と言われて。素人にはよく分からず、書類関係がとにかく難しいと感じました。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

信金さんの相続専門部署に電話して相談したときに、私が「公証役場に相談しようと思います」と言ったら、「それは（相談先が）違うと思いますよ。専門家を紹介しましょうか？」と言ってくれました。それですぐに「お願いします」と言って、先生を紹介してもらいました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

直感的に、先生がいいと思ったんです(笑)。何となく息子みたいに思えて、親近感がありました。年を聞いたら、娘と同じ年で。それと、西荻には、若い頃によく遊びに行っていましたので。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

手続きが完了してほっとしています。書類に対する面倒くさがりが本当にストレスでした。仕事を休んで銀行や役所に行ったり、姉からも「今どうなってる？」とせつつかれたりしていたので。

手続きについては初めて知ることばかりでしたが、先生から、実務と同時進行で丁寧に説明していただきました。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

身近に相談できる人がいない人。繰り返しになりますが、素人には分からないですから。また、姉のことを「今後も相談してください」と言っていただいて、とても安心しました。

<編集後記>

キャンプに持っていく荷物が増えてきて、車の荷室が一杯になってしまうため、最近、車の上部にルーフボックスを取り付けました。お陰で積載に余裕が生まれて良かったのですが、デメリットもあり。。車高が高くなり、商業施設等の駐車場に入るときに擦らないか冷や冷やするのと、ガソリンスタンドの洗車機が使えないため、自分で洗車をする必要が。慣れていくのかなさそうです。

行政書士 鉾立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可申請 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください！

行政書士
鉾立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(3)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781



ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >>

鉾立 事務所

検索

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください！